

災害時におけるトイレトレーラーの供給等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と大阪平野ロータリークラブ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な、トイレトレーラーの供給等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、大阪市域で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき及び、他都市等において災害が発生し、災害救助法の適用が行われる災害において救助のために、トイレトレーラーを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有するトイレトレーラーの供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（供給等の範囲）

- 第3条 甲が乙に要請する協力は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) トイレトレーラーの供給
- (2) トイレトレーラー利用にかかる運搬
- (3) トイレトレーラー利用にかかる清掃

（トイレトレーラーの引渡し）

- 第4条 トイレトレーラーの引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までのトイレトレーラーの運搬は、乙が手配して当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙がトイレトレーラーを運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金等）

- 第6条 第3条で甲が乙に要請する協力の費用負担については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 第3条第1号に要する費用は、乙の負担とする。
 - (2) 第3条第2号及び第3号に要する費用は、甲の負担とする。
- 2 本協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところによるほか、乙との協議の上で、業務に従事した者に対する補償を行う。

（損害の負担）

- 第7条 本協定による業務により、甲又は乙の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害の負担は、乙が甲にトイレトレーラーを引渡した時から甲が乙に当該トイレトレーラーを返還する時までの間における損害は甲の負担とし、引き渡し前及び引き取り後は乙の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪市危機管理室危機管理課長とし、乙においてはその年度の会長とする。

(協議)

第9条 本協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 本協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年12月3日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市浪速区湊町1丁目2-3
ホテルモントレグラスミア内
大阪平野ロータリークラブ
会長 中村 仁一